○○○組合　機械等管理運営規程

（目的）

第１条　この規程は、令和○年度○○○事業により導入した、○○○○（以下、「機械等」という。）を適切に管理運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営責任者及び保管場所）

第２条　機械等の管理運営責任者は、○○○組合長とし、保管場所は、組合長宅とする。

第３条　機械等を使用できる者は、○○○組合の構成員とする。

（利用方法）

第４条　機械等を利用しようとする者は、事前に管理運営責任者に申し出し、その承認を受けなければならない。

　（機械等の保全）

第５条　管理運営責任者は、機械等について常に点検整備を行い、利用に支障がないよう適切な保全管理運営をしなければならない。

２　利用者は、機械等を滅失又はき損したときは、直ちにその顛末を管理運営責任者に報告するとともに、本人の負担においてこれを修理し又は損害を補償しなければならない。ただし、利用者の責に帰すべき事由によらないときはこの限りではない。

　（財産の処分の制限）

第６条　管理運営責任者は、機械等について、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合並びに補助金等の交付の目的及び機械等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

（帳簿等）

第７条　管理運営責任者は、財産台帳のほか必要な諸帳簿（使用日誌等）を備えるものとする。

　（総会）

第８条　組合は、年１回総会を開き、機械等の共同利用に係る収支決算状況等について、構成員の承認を得なければならない。

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、臨時総会で協議のうえ別に定めるものとする。

附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。